(b)　「利用しやすい様式の複製物」とは、受益者に著作物を利用する機会（視覚障害その他の印刷物を判読する上での障害のない者と同様に実行可能かつ快適な利用の機会を含む。）を与える代替的な方法又は形式による当該著作物の複製物をいう。利用しやすい様式の複製物は、専ら受益者によって利用されるものであり、また、代替的な様式で著作物を利用しやすいものとするために必要とされる変更及び利用の容易さについての受益者のニーズを十分に考慮した上で、原著作物の完全性を尊重するものでなければならない。

(c)　「権限を与えられた機関」とは、政府により、受益者に対して教育、教育訓練、障害に適応した読字又は情報を利用する機会を非営利で提供する権限を与えられ、又は提供することを認められた機関をいう。この機関には、主要な活動又は制度上の義務の一として受益者に同様のサービスを提供する政府機関及び非営利団体を含む。

　権限を与えられた機関は、次のことを行うための実務の方法を確立し、これに従う。

(i)　当該権限を与えられた機関が利用しやすい様式の複製物を受益者又は権限を与えられた機関にのみ譲渡し、及び利用可能とすること。

(ii)　当該権限を与えられた機関が利用しやすい様式の複製物を受益者又は権限を与えられた機関のみに譲渡し、及び利用可能とすること。

(iii)　許諾されていない複製物の複製、譲渡及び利用可能化を防止すること。

(iv)　第八条の規定に従って受益者のプライバシーを尊重しつつ、当該権限を与えられた機関が継続的に著作物の複製物の取扱いについて十分な注意を払い、及び記録すること。

第三条　受益者

　受益者は、他の障害の有無を問わず、次のいずれかに該当する者である。

(a)　盲人である者

(b)　視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、そのような障害のない者の視覚的な機能と実質的に同等の視覚的な機能を与えるように当該障害を改善することができないため、印刷された著作物を障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの

(c)　(a)及び(b)に掲げる者のほか、身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は読むために通常受入れ可能な程度に目の焦点を合わせること若しくは目を動かすことができない者

第四条　利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外

1　(a)　締約国は、受益者のために著作物を利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能とすることを促進するため、自国の著作権法において、著作権に関する世界知的所有権機関条約に定める複製権、譲渡権及び公衆の使用が可能となるような状態に置く権利の制限又は例外について定める。国内法令に定める制限又は例外については、著作物を代替的な様式で利用しやすいものとするために必要な変更を認めるものとすべきである。

(b)　締約国は、受益者が著作物を利用する機会を促進するため、公に上演し、及び演奏する権利の制限又は例外を定めることができる。

2　締約国は、自国の著作権法において次の(a)及び(b)に規定する制限又は例外を定めることにより、1に規定する全ての権利について1の規定を実施することができる。

(a)　権限を与えられた機関は、次の全ての要件が満たされる場合には、著作物について、その著作権者の許諾を得ることなく、利用しやすい様式の複製物を作成すること、利用しやすい様式の複製物を他の権限を与えられた機関から入手すること及びあらゆる手段（非商業的な貸与及び有線又は無線の方法による電子的な伝達を含む。）により受益者にこれらの複製物を提供すること並びにこれらの目的を達成するためにあらゆる中間的な措置をとることが認められる。

(i)　この(a)に規定する活動を行うことを希望する権限を与えられた機関が、当該著作物又はその複製物を合法的に利用する機会を有していること。

(ii)　当該著作物が利用しやすい様式の複製物に変換されていること。その変換については、利用しやすい様式において情報を認識するために必要な手段を含めることができるが、当該著作物を受益者にとって利用しやすいものとするために必要な変更以外の変更をもたらさないものとする。

(iii)　(ii)に規定する利用しやすい様式の複製物が専ら受益者によって利用されるよう提供されること。

(iv)　この(a)に規定する活動が非営利で行われること。

(b)　受益者又は当該受益者のために行動する者（主たる介護者を含む。）は、当該受益者が著作物又はその複製物を合法的に利用する機会を有する場合には、当該受益者の個人的な利用のために当該著作物の利用しやすい様式の複製物を作成することができ、又はその他の方法により当該受益者が利用しやすい様式の複製物を作成し、及び利用することを支援することができる。

3　締約国は、第十条及び第十一条の規定に基づいて自国の著作権法において他の制限又は例外を定めることにより、1の規定を実施することができる。

4　締約国は、この条の規定に基づく制限又は例外を、自国の市場において受益者が特定の利用しやすい様式では妥当な条件により商業的に入手することができない著作物に限定することができる。この4の規定を用いる締約国は、この条約の批准、受諾若しくは加入の時に、又はその後いつでも、世界知的所有権機関の事務局長に寄託する通告において、その旨を宣言する。

5　この条の規定に基づく制限又は例外を報酬の対象とするか否かは、国内法令の定めるところによる。

第五条　利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換

1　締約国は、利用しやすい様式の複製物が制限若しくは例外に基づいて又は法令の実施によって作成される場合には、権限を与えられた機関が、当該利用しやすい様式の複製物を他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関に譲渡し、又は他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関の利用が可能となるような状態に置くことができることを定める。

2　締約国は、自国の著作権法において次の(a)及び(b)に規定する制限又は例外を定めることにより、1の規定を実施することができる。ただし、これらの制限又は例外は、権限を与えられた機関が、次の(a)又は(b)の規定により譲渡し、又は利用可能化を行う前に、利用しやすい様式の複製物が受益者以外の者のために利用されるであろうことを知らなかった場合又は知ることができる合理的な理由を有しなかった場合に限る。

(a)　権限を与えられた機関は、権利者の許諾を得ることなく、専ら受益者による利用のために、利用しやすい様式の複製物を他の締約国の権限を与えられた機関に譲渡し、又は他の締約国の権限を与えられた機関の利用が可能となるような状態に置くことが認められる。

(b)　権限を与えられた機関は、権利者の許諾を得ることなく、かつ、第二条(c)の規定に従い、利用しやすい様式の複製物を他の締約国の受益者に譲渡し、又は他の締約国の受益者の利用が可能となるような状態に置くことが認められる。

3　締約国は、4、第十条及び第十一条の規定に基づいて自国の著作権法において他の制限又は例外を定めることにより、1の規定を実施することができる。

4　(a)　締約国の権限を与えられた機関が1の規定に基づいて利用しやすい様式の複製物を譲り受け、及び当該締約国がベルヌ条約第九条の規定に基づく義務を負っていない場合には、当該締約国は、自国の法律上の制度及び慣行に従い、当該利用しやすい様式の複製物が当該締約国の管轄内で受益者のためにのみ複製され、譲渡され、又は利用が可能となるような状態に置かれることを確保する。

(b)　締約国が著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国である場合又は締約国がこの条約を実施するための譲渡権及び公衆の利用が可能となるような状態に置く権利の制限及び例外を、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する場合を除くほか、権限を与えられた機関が1の規定に基づいて行う利用しやすい様式の複製物の譲渡及び利用可能化は、当該締約国の管轄内に限定される。

(c)　この条のいかなる規定も、何が譲渡の行為又は公衆の利用が可能となるような状態に置く行為に該当するかについての決定に影響を及ぼすものではない。

5　この条約のいかなる規定も、権利の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。